

令和4年度 中央区男女共同参画推進委員会（第4回）会議録

開催日時	令和4年12月20日（火） 午後2時から午後3時40分まで	
場 所	女性センター3階 研修室1・2	
出席者	委員	袖井委員、竹信委員、細谷委員、篠原禎子委員、皆川委員、廣野委員、河本委員、福田委員、篠原良子委員、榮木委員、杉本委員、秋谷委員、黒川委員 書面による意見提出者：萩原委員、竹谷委員
	区側	総務課長、女性センター館長、男女共同参画係員、業務委託事業者
配布資料	<p>◎会議資料</p> <p>資料1 中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例(仮称)について</p> <p>資料2 本日欠席された委員からのご意見等</p> <p>参 考 中央区男女共同参画行動計画2023（仮称）中間のまとめ</p>	
議事概要	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>（1）男女平等、共同参画に関する基本条例について</p> <p>（2）その他</p> <p>3 閉 会</p>	
委員会経過	別紙のとおり	

## 委員会の経過（議事要旨）

## 1 開会

- ・ 総務課長から、欠席委員、書面による意見提出者、一部委員の資格要件喪失に伴う解職について報告があった。また、会議資料送付の遅延について謝罪した。その後、会議資料と傍聴希望者がいない旨を確認した。

## 2 議事

## (1) 男女平等、共同参画に関する基本条例について

- ・ 総務課長より、資料1に沿って条例の具体案や趣旨について説明した後、資料2に基づき欠席委員からの意見を一部紹介した。

<中央区男女の平等及び共同参画による社会づくりに関する基本条例(仮称)に対する質疑>

委員：今回の基本条例の制定は、行動計画の策定やセンター名称の変更と合わせて、ということで時宜にかなったものだと思う。少し駆け足だと感じるところもあるが、社会全体を見ても、男女共同参画はムーブメントが起きているため、今は追い風が吹いておりいいタイミングではないかと思う。総務課長の説明を聞いた限りでは、本条例における中央区の特色が何なのか見えてこなかった。来年4月の制定を目指している中で、大幅な内容変更が難しいことは理解しており、また、他区と比較しても遜色のない内容であるとも思うが、他区においては、差別に関して章立てをして詳細に規定しているところや、地域活動が盛んなところでは地域団体の責務を記載したり、事業所が多いところでは区・区民・事業所との協働などを盛り込んでいる区もある。中央区にも古くからのコミュニティがあり、区内企業も多いところであるが、中央区らしい特色についてはどうお考えか。

総務課長：本条例の特色として、条例の名称を含め「男女平等」という言葉を頭出ししたところが挙げられる。多様な性への対応ということで、性的少数者の方なども見据えているというところを盛り込みたかった。他区の条例では、性の多様性を頭出しするところもあるが、性的少数者を一つにくくり、男女とは別であるという認識にならないよう配慮したものであり、「男女平等」は“男性・女性・性的少数者を含めた性差のない”ということを表す言葉として使用している。「男女平等」と「男女共同参画」は同じ意味ではないというところで、国の計画でも“男女平等は前提”とされている中、いまだ十分ではないその前提を達成した上で、全ての人が自ら参画していく社会を作っていくという条例としたかった。委員からご指摘のあった地域団体に関しては、まず、区民と地域団体を分けて記載するのか、地域団体も広い意味での区民として包含するものとするのか悩ましいところであり、今回は区民の中に地域団体を含む形で作っている。しかし、こうしてご意見をもらったので、ここについては今後検討していく。また、本区は事業所が多い区であるため、事業者の責務については位置づけている。そのほか、男女共同参画社会基本法の趣旨に則り記載しているが、あらためて拠点施設として男女平等センターブーケ 21 を中心に活動していくという位置づけも盛り込んだところである。

委員：墨田区と新宿区の条例には、区・区民・事業者の協働について記載があるが、そういう視点を加えてもよいのではと思うがどうか。

総務課長：ありがとうございます。参考にさせていただきます。

会 長：区・区民・事業者については、三者それぞれが連携しなければならないので、全体の連携・協働について記載があってもよいのではと思う。

ほかに何か意見はあるか。

委 員：前文、第1章、第2章までは男女共同参画の理想形としてわかりやすく記載されている。先ほどの委員が指摘した「中央区らしさ」を考えると、12ページ第17条の推進会議の組織に関する規定、第2項に掲げる区長の委嘱・任命にあたっての努力目標となっているところを格上げできないか。現在の記載は“委員の男女構成比が均衡するよう努めなければならない”とされているが、男女比率に難しい面があるのは理解できるものの、努めるのではなく、これでやりましょうという規定にならないものか。そこに中央区らしさというか、先進性というものを色付けしてほしい。14ページ第29条第3項の苦情処理委員について、第三者委員会ということで、一定の権限を持たせるものだと思う。苦情の申し立てのあった事案に対して、個別に任命されるという書きぶりだが、どの程度の権限を保有し、事案の解決まで至れるだけの機関なのか、どの程度実効性のある調査ができるのか、これだけではわからないので詳しく説明してほしい。

会 長：この苦情処理委員は常設ではないという理解でよいか。

総務課長：設置についてはお見込みのとおり常設ではなく、事案ごとに委員の適正もあるため、都度設置することを想定している。考え方としては、区が実施するさまざまな行為によって、人権侵害や性差による差別的な取扱い、その他男女共同参画に反する行為などがあったときの改善要求に対して、区が真摯に対応するということが前提となっている。こうした区への対応に、相手方からの納得が得られない場合には、当事者ではない第三者の苦情処理委員を置き、客観的な評価や意見を求めるものである。苦情処理委員には、弁護士や学識経験者も想定しており、区の所管、苦情の申立人双方の意見を公平な立場で聞き取り、必要に応じて証拠となる文書の確認を行うなどの調査権限を持つものである。条例は大枠を規定したものであるため、詳細については今後検討し別に定めることとなる。

会 長：中央区では教育や労働など他の施策分野で苦情処理委員という制度はあるのか。

総務課長：福祉については、常設ではないものの第三者の相談窓口がある。

会 長：中央区では、福祉分野の苦情相談窓口はあるが、男女共同参画には同性質の制度はなく、今回新たにつくられるということか。

総務課長：区民等からのご意見や苦情は、通常、区长への手紙などによる区との直接的な対応となるが、今回苦情処理委員を設置することの意義は、第三者が意見を聞き、事実確認ができることにあり、そこがこれまでとの違いとなる。

会 長：それは大変大きな進歩であるが、どの程度の権限があるかということについてはどうか。

総務課長：事実を明らかにする上で苦情処理委員が確認したい事項については、対応にあたった所管の職員と直接話をするなどの対応が取れるようにしていきたい。

委 員：最も大事なことは事実関係を正確に把握することだと思う。それにあたっては、行政側が文書や情報を改ざんすることなく、事実に基づく正しい内部資料の公開を含め、苦情処理委員の公平な判断につながるよう対応をお願いしたい。

総務課長：第17条の推進会議の男女構成比について、“均衡するよう努める”としているが、現状は女性委員の方が多くなっている。第13条の規定については、区の附属機関における女性

委員の比率に関するもので、次期行動計画の指標としても、現状値 27.1%を 30%以上とする目標を設定したところであるが、それも低いのではないかとのご意見をいただいたところである。各区において、40%や“均衡させる”などさまざまな目標が立てられており、それぞれの覚悟や決意の度合いが示されているところである。ご指摘があるであろうことは認識しつつも、今回は本区の現状を鑑み、こうした記載となった。これまでも説明してきたとおり、全体の問題であるため、ご意見を踏まえてどうできるのか、規定についても今後考えていきたい。

委員：附属機関全体の事情は把握している。そうではなく、この推進会議においては、十分達成できる割合であるため、努力目標ではなく、“男女構成比が均衡するよう任命する”のように断言できないか。男女共同参画に関するこの会議だけは実現しますと明言する方が中央区らしいかなと思う。

総務課長：ありがとうございます。検討させていただきます。

委員：前文に気になる点がある。ここには区の理念や姿勢が表されるものだと思う。ここから先を読みたいと思わせる出だしかどうかが大変であるが、冒頭、“日本国憲法は”から始まる。日本国憲法の前文の出だしは“日本国民は”となっているため、本条例の前文も“中央区民は”のような始まりの方がいいのではないか。この前文では、主体であるはずの“中央区、区民及び事業者は”が後半に来ているため、前に持っていけないか。また、憲法は基本的人権を保障しているとあるが、なぜ基本的人権は保障されなければならないのか、侵害されてはいけないのか、他区の条例などを見ても当然のごとく書かれていて、なぜかという理由までは書かれていない。基本的人権とは、人間が生まれながらに持っている侵すことのできない権利であるからで、こうした当たり前のことを丁寧に表現するのがよいのではないかと思う。

委員：前文の3段落目、“しかし、”から始まるところには、何をしなくちゃいけないということが書かれている。ここには、“特に無意識の思い込みや偏見による影響は様々な分野に及んでおり、これらの課題に対するなお一層の取組が求められている”とあり、これはそのとおりだと思うが、無意識の思い込みや偏見は、誰かがそれに基づいて悪いことをしたり、発言したりしないと表に出てこない内面的なものである。取り組む対象としては、こうした個人の内面よりも、無反省的に続いている慣習や慣行の見直しを課題として取り上げた方が実効性が上がるのではないか。内面の問題だけだと、具体的な取組が啓発活動だけで終わってしまう気がするため、併記してもらえればよいと思う。

会長：具体的にはどうしたらよいか。

委員：無意識の思い込みには適切なものも不適切なものもあり、ここでいうところは、無意識の不適切な思い込みのことだと思うが、それは偏見と同じことではないか。“無意識の思い込みや無批判的な慣行による影響は”や“偏見や無反省的な慣行による影響は”などどうまい表現は思いつかないが、こうした慣行の見直しは可能であり、不適切な思い込みだけにとどまると啓発活動以外にできることがなくなる。次に、第 17 条の推進会議の委員について、男女構成比が均衡というのは、国など多くの場合は構成が男性に偏っており、それに対して均衡を謳うのはよいと思うが、本委員会は昭和 62 年に婦人問題解決のための中央区行動計画策定以来の伝統によって、女性比率が高くなっている。社会全体で問題になっているのは、女性に対する不利益や不平等なわけだから、ここは“均衡”というよりも“2/3

以上は女性が就任する”のようにする方が好ましいと思う。というのも、“均衡”と書いておくと、苦情処理委員会に対して、均衡が取れていない現状への男性側からの苦情が寄せられる可能性もある。

総務課長：ご指摘の点は認識はしており、規定の仕方については今一度考える。

会 長：ほかに何か意見はあるか。

委 員：中央区は商業が盛んであるため、商売上の一時的な道路使用（公道への駐輪、商品陳列）や営業騒音に関する苦情に対して、苦情処理委員会を通じて調整してもらえるのか。特に騒音苦情に関して、行政と警察が連携し対応してほしい。

会 長：騒音に関しては何課が所管しているのか。

総務課長：騒音は環境課が、道路占有は管理調整課が所管している。本条例でいう苦情の申し出というのは、法律や条例に反してはいないものの、個人の尊厳を傷つけるような発言があったり、広報等において差別的な表現が用いられていたりするなどの男女共同参画に関するものが対象となる。これまでであれば、区に対するクレームとして、区側の見解を相手に説明することで終わっていたものを、今後は必要に応じて第三者的な視点で問題の有無や改善の必要性を確認し、相手方にも納得してもらえるよう対応していくものである。それとは別に、生活上の苦情に関して相談があるようであれば、適切な部署につなげていく。

会 長：苦情処理というのは、実際に動き出すと難しい面もあると思う。何かあればすぐ訴えるということも考えられるため、どこまで対応できるものなのか。例えば、ハラスメント事案等はうやむやにされがちであるため、最後までしっかり対応してもらいたい。

副 会 長：4ページの説明文について、“精神的な性差による区別をすることなく”とあるが、すべての区別がいけないというわけではないため、“人権侵害にあたる区別”というニュアンスを入れておくと安心かと思う。次に、推進会議の男女構成比については、これは確かに“均衡するよう努める”だけにすると、現状の男性が少ない状況について苦情があった際にはどう対応するのか。女性委員を多めにすることは、歴史的な経緯を踏まえたポジティブ・アクションとして、現委員には理解されているが、この規定を逆手に取られることのないよう工夫する必要がある。

委 員：“男女構成比が適切になるよう”はどうか。

副 会 長：また、先ほど委員から指摘のあった、前文に慣行の影響を加えることについては、同意見であるため工夫してほしいと思う。

会 長：確かに、具体的な取組が啓発だけで終わらないよう、思い込みや偏見という意識の問題とは切り分けて、慣行の改善を記載してもよいのではないか。

軽微な文言修正として、1ページの“あらゆる分野における女性の意思決定への参加”は“あらゆる分野における意思決定への女性の参加”ではないか。また、7ページ第6条“家庭生活と職場、地域等における社会生活との調和のとれた生活”は、“家庭と職場、地域等における活動との調和のとれた生活”に修正するのはどうか。

今後の推進会議について、条例とは別件だが、欠員の補充は行われるのか。

総務課長：欠員補充については今のところ考えていない。今年度は計画改定、センター名称変更、基本条例制定と懸案が多かったため頻繁に開催されたが、来年度は計画の進捗管理のため年2回程度の開催を予定している。また、来年4月に改めて委嘱される推進会議委員の任期は、現行の推進委員会委員の任期に合わせることをしているため、補充委員の任期が短く

なってしまう。

会 長：ほかに意見はあるか。後日、事務局宛てに文書等で意見提出できるのか

総務課長：すべての意見をそのまま反映することは難しいが、意見や感想は、本日から一週間程度、年内を目安に送っていただきたい。

会 長：基本条例に関する議論は次回委員会でもできるのか。

総務課長：今回は、現在パブリックコメント実施中の次期計画について、最終案をお示し確定する。基本条例については、今後、内部調整を経て来年2月の議会に提案する。

会 長：つまり、基本条例についての検討は今回が最後で、次回委員会ではこの条例に関する資料は示されないということか。

総務課長：案文をお示しすることは可能と思うが、内容の変更を伴う意見を聞くことは難しい。基本的に条例に関する議論の場は今回が最後となる。

会 長：意見ができるのは今回だけとのことなので、委員は、基本条例の資料をよく読み、気になる点があれば年内に事務局宛て意見を出してほしいと思う。

## (2) その他

会 長：事務局からその他の説明や報告はあるか。

- ・ 総務課長より、現在パブリックコメントを実施している次期計画中間のまとめについて、11月の委員会から修正を加えた箇所を確認を行った。また、パブリックコメント開始から1週間経過時点での意見提出は無い旨を報告した。

<次期計画中間のまとめに対する質疑>

委 員：来年4月1日に基本条例が施行されたり、女性センターの名称が変更になったりすると、計画の記載にも影響があると思う。記載すべきだと思うがいかがか。

総務課長：次回委員会でお示しする最終案では、基本条例の制定やセンター名称変更に伴い、一部記載の追加、変更を予定している。

会 長：全体的なものを含め、ほかに意見や感想はあるか。

(意見なし)

会 長：それでは、事務局から事務的な連絡事項はあるか。

総務課長：次回委員会の開催は、令和5年1月20日金曜日の開催を予定している。今回は、次期計画の最終案と合わせて、パブリックコメントの結果、意見に対する区の考え方を確認していただき、最終的には区長の諮問に対する答申をまとめていく。

## 3 閉会

会 長：それでは、これをもって令和4年度第4回中央区男女共同参画推進委員会を閉会する。

以上